

## 国際課税委員会（第28回）の概要

平成21年3月26日、租税条約の課題について主税局参事官室のから報告をいただき、議論しました。

報告の概要は次の通りです。（別添詳細報告書）

文責 森信茂樹

- 1、租税条約の目的・内容は以下の3つ。1) 二重課税の調整、つまり両国の課税権の明確化。二重課税の排除方法(外国税額控除制度等)を定めている。2) 租税回避への対応、つまり税務当局間の情報交換、相互協議、条約濫用を防止する措置等を定めている。3) 投資交流の促進、つまり源泉地国での課税を軽減(特に、投資所得)、無差別待遇条項等である。
- 2、現在租税条約を交渉中の国としては、オランダ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、スイスがある。
- 3、タックス・ヘイブン(租税回避地)について  
OECD は、2000年に、35の国・地域をタックス・ヘイブンとして分類しリストとして公表した。2002年に、タックス・ヘイブンとして分類された国・地域のうち、透明性及び情報交換に係るOECDの取組みへの協力を約束しない7カ国を非協力的タックス・ヘイブンとして分類しリストとして公表した。  
非協力的タックス・ヘイブン(3カ国) アンドラ、リヒテンシュタイン、モナコ  
認定後協力を約束した国(4カ国) マーシャル諸島、ナウル、リベリア、ヴァヌアツ  
協力的タックスヘブン  
マン島、ジャージー、バミューダ、ケイマン、パナマ、英領ヴァージン諸島等(2000年リスト)

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。